

# 本校における部活動・同好会に係る活動方針

令和 6 年 11 月  
平成高等学校

## 基本方針

### 【生徒】

- ・本校での活動を通して、自主性、協働性、自己肯定感を高め、人間性豊かな生徒の育成を目指す。

### 【教員】

- ・生徒の個性を理解して主体性を引き出す指導を実践する。
- ・生徒の健康管理や事故防止に努めるとともに、人権に配慮した指導を実践する。
- ・生徒の将来の在り方の見本となるべく、自身のワーク・ライフ・バランスを意識した計画・指導を実践する。

## 1 適切な運営のための体制整備

- (1) 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、生徒・保護者へ提示する。
- (2) 生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用すること。やむを得ない場合を除き、顧問が運転する自家用車等には生徒を同乗させないように努めること。
- (3) 顧問は活動中の事故対応に備え、保護者との連絡体制を整える。事故が発生した場合は生徒の安全についてすみやかに対処するとともに、管理職へ報告する。
- (4) 顧問と生徒との連絡については、令和 6 年 4 月策定の平成高等学校における「教職員の S N S 等の利用に関する指針」を遵守する。

## 2 適切な活動時間・休養日等の設定

- (1) 1 日の活動時間は、長くとも平日は 2 時間 30 分程度、休業日は 3 時間 30 分程度とする。平日は、20 時には完全下校できるよう努める。  
※活動時間とは、本格的な練習時間を指す。準備運動や整理運動、練習の準備や片付け、整備等を含めずに考えるものとする。
- (2) 平日の休養日は、各部活動ごとに設定する。  
学期中は、原則として平日は週当たり 1 日以上、土曜日及び日曜日は月 2 日以上の休養日を設ける。
- (3) 部活動休養日に、大会参加等で活動した場合は、他の日に休養日を振り替えることとする。  
※シーズン中とシーズンオフの間で休養日を調整したり、他の日に振り替えたりする場合もあり得る。
- (4) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準ずる。
- (5) 定期考査 1 週間前から終了前日までは、原則、休止日とする。  
ただし、大会等特別な事情により活動する場合は、保護者の同意を得たうえで事前に「活動許可願」を提出し、校長の許可を得る。その際、活動時間は 2 時間程度とし、生徒の学習時間を十分に確保するよう配慮する。  
※ここでいう大会とは高体連・高野連・高文連の主催または共催のものとする。
- (6) 学校閉庁日は、特別な事情を除き活動は休止とする。

## 3 参加する大会や練習試合等の見直し

学校は、教育上の意義や、生徒や顧問の過度な負担にならないように配慮し、各部の実情に合わせて参加する大会や練習試合等を精査する。

## 4 その他

- (1) 顧問は、大会参加後に定められた様式で大会成績等を報告する。
- (2) 出張や会議等で顧問不在時の活動については、生徒の安全に注意し、練習内容や練習時間に関して十分に配慮する。
- (3) 管理職、関係分掌主任（教務部、生徒指導部、特別活動部、保健部）、体育部長、文化部長、その他関係者を委員とする部活動運営委員会を設置し、委員長が必要に応じて招集し、強化指定部や上位大会への派遣等について審議する。